

## 商品概要説明書

### 福祉年金定期貯金

(令和4年3月1日現在)

商品名	・福祉年金定期貯金
ご利用いただける方	・当JAで障害基礎年金・遺族基礎年金のお受取をされている個人
期間	1年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1円以上300万円以下 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適用金利  (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金  (5)金利情報の入手方法	・0.03%を約定利率として満期日まで適用します。自動継続の場合には、特にお申し出がない限り原則として基準金利を自動継続後の当該満期日まで適用します。  ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコイン表示テレビでご確認いただくか、または窓口にお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の基準利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
ご利用条件にかかる特約事項	・預入期間中に当JAで障害者年金・遺族基礎年金をお受取されなくなった場合は、預入日当日の基準金利を遡って適用します。
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 基準利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」といいます。）につきましては、当 J A 本支店または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続でない契約の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A なんと